

第2回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和2年1月31日(金)16:30～

場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

次 第

議 題

1 新型コロナウイルス感染症の現状について

資料1

新型コロナウイルス感染症の現状について

添付資料

WHO（世界保健機構） 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」

2 新型コロナウイルス感染症に係る相談状況について

資料2

新型コロナウイルス感染症に係る相談状況について

3 新型コロナウイルス感染症への対応について

資料3

新型コロナウイルス感染症に係る課題への対応について

4 その他

令和 2 年 1 月 31 日
危機管理部・健康福祉部

新型コロナウイルス感染症の現状について

1 中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎患者の発生
昨年 12 月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されている。

2 最新の発生状況について (1 月 30 日 23 時現在 厚生労働省発表)
18 か国 患者数 : 7,800 人 うち死亡者数 : 170 人

【内訳】

国名	患者数	国名	患者数
中国	7,711 人 (死亡者数 170 人)	オーストラリア	7 人
日本	12 人 (北海道 1、東京 3、 神奈川 1、愛知 2、三重 1、 京都 1、奈良 1、大阪 1、 チャーター便 1 人)	マレーシア	7 人
タイ	14 人	ネパール	1 人
韓国	4 人	カナダ	3 人
台湾	8 人	カンボジア	1 人
米国	5 人	スリランカ	1 人
ベトナム	2 人	ドイツ	4 人
シンガポール	10 人	アラブ 首長国連邦	4 人
フランス	5 人	フィンランド	1 人

3 WHO (世界保健機関) 及び厚生労働省の対応

【WHO 緊急委員会 (1/22, 23, 31)】

本事案の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC)」には該当すると発表 (1/31)。

【厚生労働省】

WHO からの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じることとしている。

4 医療の対応状況について

患者発生時には、指定感染症に指定されたことに伴い (1/28)、県内 11 か所 (46 床) の感染症指定医療機関において入院医療を行うこととなる。

令和2年1月31日（金）

【照会先】

健康局 結核感染症課

課長補佐 加藤 拓馬

課長補佐 上戸 賢

（代表電話） 03（5253） 1111

報道関係者各位

中華人民共和国湖北省武漢市における 新型コロナウイルス関連肺炎に関する 世界保健機関（WHO）の緊急事態宣 言

世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月31日未明（日本時間）、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」には該当すると発表しました。

これを受け厚生労働省では、WHOからの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じてまいります。

WHOの発表（原文）

[https://www.who.int/news-room/detail/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-\(2005\)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/news-room/detail/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov))

（参考）

- 1 PHEICとは、WHOが定める国際保健規則（IHR）における次のような事態をいう。
 - (1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
 - (2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態

2 過去にPHEICが出された事例は以下のとおり。

- ・2009年4月 豚インフルエンザA(H1N1)(新型インフルエンザ)
- ・2014年5月 野生型ポリオウイルスの国際的な拡大
- ・2014年8月 エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大
- ・2016年2月 ジカ熱の国際的拡大
- ・2019年7月 コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談状況について

健康福祉部

令和2年 1月30日現在

日時	昼夜の別	相談件数	(再掲)相談内容					その他
			有症相談	海外旅行の安全性について	新型コロナウイルス感染症の予防について	新型コロナウイルス感染症の治療について	発症時の対応について	
1月14日		2	0	0	1	0	1	0
1月15日		0	0	0	0	0	0	0
1月16日		1	0	0	0	0	1	0
1月17日		3	2	0	0	0	1	0
1月18日		0	0	0	0	0	0	0
1月19日		0	0	0	0	0	0	0
1月20日		4	3	0	0	0	1	0
1月21日		6	2	0	1	0	1	2
1月22日		14	2	0	2	0	2	8
1月23日		9	0	0	3	0	2	4
1月24日		22	3	0	1	0	7	11
1月25日		4	2	0	0	0	1	1
1月26日		3	3	0	0	0	0	0
1月27日		26	6	0	1	0	5	14
1月28日		39	8	0	3	0	7	21
1月29日		80	17	0	6	0	13	44
1月30日	昼間	103	16	1	10	0	11	65
	夜間	5	2	0	1	0	0	2
計		321	66	1	29	0	53	172

※1月29日より相談窓口を設置

新型コロナウイルス感染症に係る課題への対応強化【案】

新型コロナウイルスの感染が世界的な拡がりをみせる中、感染・まん延の防止、県民や県内へ訪れる観光客等の不安解消、及び県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、関係者で連携して下記に取り組む。

1 正確な情報提供と県民への働きかけ

◆ 正確な情報提供

国・国立感染症研究所・他県の動向、及び正確で効果的な予防策等の情報提供

◆ 県民等への働きかけ

県民・イベント主催者等へ、手指消毒薬の配備・有症状者の方へのマスク着用呼びかけ等

◆ 県民等への相談体制の強化

- 県庁及び保健福祉事務所の 24 時間電話相談窓口の設置（31 日～専用ダイヤル）
 - ・呼吸器症状があるなど体調に不安を感じている方等を対象
 - ・相談後の保健師等によるフォロー体制の強化
 - ・通訳が必要な方からの相談（県多文化共生相談センターの 24 時間相談対応）

2 県の体制の整備・強化

◆ 保健所等における迅速・適切な対応

○ 保健所の対応

感染症指定医療機関と連携した迅速な濃厚接触者等の調査及びまん延防止に向けた健康管理の徹底による二次感染防止

○ 県内医療機関の治療、及び医療機関間相互の連携体制確立への支援

地域における調整連絡会議体の活用等による保健所から最新・正確な情報提供等による支援

◆ 県内での検査体制の確立（環境保全研究所）

○ 新型コロナウイルスの疑いがある際の迅速な検査体制の確立

2 月 3 日からの、県環境保全研究所での迅速で確実な検査実施準備

3 市町村、関係団体と連携した対応

・中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口の設置（30 日設置、各地域振興局・県庁）

・商工会議所・信用保証協会など国指定の相談窓口（県内 29 か所）との連携

・観光事業者、交通事業者等へ予防対策徹底のための緊急対策会議の開催

・旅館、ホテル、観光地の土産物店、飲食業者、公共交通機関、学校等への感染予防・感染拡大防止対策徹底のための情報連絡体制の確立

・市町村との連絡・連携強化のための体制の確立、地方部会議の開催



新型コロナウイルス感染症に関する専用相談電話を設置 しました

県では、県民の皆様や県内へお越しの方々の新型コロナウイルス感染症に関する不安に対して、専用相談電話を設置し、きめ細かに健康上の相談に応じてまいります。

- 1 設置日：令和2年1月31日(金)(24時間対応)
- 2 設置場所：長野県健康福祉部 保健・疾病対策課
- 3 電話番号：026-235-7277 または、026-235-7278【専用電話】
FAX：026-235-7170(平日8:30~17:15)

<参考>

○ 厚生労働省 電話相談窓口 03-3595-2285(受付時間：9:00~21:00)

○ 保健福祉事務所、長野市における相談窓口は、下記のとおりです。

※ 1月29日付け健康福祉部プレスリリースをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/happyou/20200129press.html>

電話相談窓口	連絡先電話番号	
	平日(8:30~17:15)	休日・夜間(17:15~8:30)
佐久保健福祉事務所(佐久保健所)	0267-63-3164	0267-63-3111(代)
上田保健福祉事務所(上田保健所)	0268-25-7149	0268-23-1260(代)
諏訪保健福祉事務所(諏訪保健所)	0266-57-2927	0266-53-6000(代)
伊那保健福祉事務所(伊那保健所)	0265-76-6837	0265-78-2111(代)
飯田保健福祉事務所(飯田保健所)	0265-53-0444	0265-23-1111(代)
木曾保健福祉事務所(木曾保健所)	0264-25-2227	0264-24-2211(代)
松本保健福祉事務所(松本保健所)	0263-40-1939	0263-47-7800(代)
大町保健福祉事務所(大町保健所)	0261-23-6529	0261-22-5111(代)
長野保健福祉事務所(長野保健所)	026-225-9039	026-223-2131
北信保健福祉事務所(北信保健所)	0269-62-6104	0269-62-3105(代)
長野市保健所	026-226-9964	026-226-4911

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

健康福祉部保健・疾病対策課感染症対策係
 (課長) 徳本史郎 (担当) 唐木英司、笠原ひとみ
 電話 026-235-7148(直通)
 026-232-0111(代表) 内線2640
 FAX 026-235-7170
 E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp

長野市保健所 健康課 感染症対策担当
 (課長) 竹村 直高 (担当) 長澤 詩子
 電話 026-226-9964(直通)
 026-226-4911(代表) 内線63-161
 FAX 026-226-9982
 E-mail h-kenkou@city.nagano.lg.jp

中小企業・小規模事業者を対象とした 新型コロナウイルス流行に伴う経営・雇用に関する 相談窓口を開設しました

今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受け、又はその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口を地域振興局及び産業労働部に開設しました。

【相談窓口】

地域振興局	所在	電話番号
佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1丁目 1644-10	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 678	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219

産業労働部	住所	電話番号
産業立地・経営支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7195
労働雇用課	同上	026-235-7201

産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係
金融支援係
(課長)小林 真人 (担当)南雲 康弘、太田 伸幸
電話 026-235-7195(直通)
026-232-0111(代表) 内線2959、2962
FAX 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp

産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
(課長)米沢 一馬 (担当)中澤 昭
電話 026-235-7201(直通)
026-232-0111(代表) 内線2479
FAX 026-235-7327
E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

ONE NAGANO

みんなでひとつに、がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

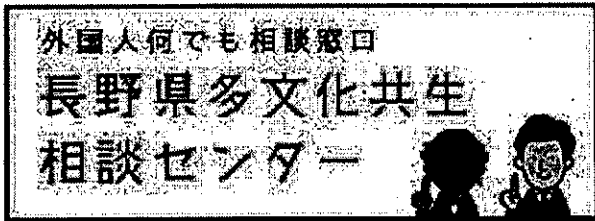
【中小企業・小規模事業者向け相談窓口の設置について】

- 県では、昨日（1/30）中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口を地域振興局及び産業労働部に開設。
- 国でも、先日（1/29）、商工会議所や信用保証協会など県下29カ所に経営相談窓口を設置したところ。
- 県としては、国の相談窓口や経済団体とも連携しながら、今回の新型コロナウイルスに関して経営不安等を抱える県内企業をフォローしていきます。

〔 ・ 1月31日10時点で、県の相談窓口への問い合わせ件数はなし。 〕

● 長野県多文化共生相談センター

外国人県民等の皆さんの相談に応じています。



新型コロナウイルスに関係のある肺炎についての相談対応（別ウィンドウで外部サイトが開きます）（1月29日更新）

長野県多文化共生相談センターでは、新型コロナウイルスに関係のある肺炎について心配なことを相談できるよう、1月29日（水）から24時間体制で相談を受け付けています。

24時間相談ができる電話番号は **080-4454-1899** です。

※長野県多文化共生相談センターの窓口の開設時間は変わりません。

窓口開設時間 第1・3水曜日を除く平日、第1・3土曜日 午前10時から午後6時